

個別の指導計画を作ろう・見直そう ～実態やニーズの再確認～

大型連休があけると、いよいよ本格的な授業のスタートです。健康面や行動面をはじめ、児童生徒の様子や変容に留意しながら、指導・支援を進めることが大切です。友達との関係づくりや、安心できる居場所づくりも意識しながら、教室環境を整えてわかる授業づくりをめざします。

今回は、個別の指導計画の作成と活用について、いくつかのポイントをあげています。

1 個別の指導計画とは

特別支援学級に在籍する児童生徒や、通級による指導を受ける児童生徒については個別の教育支援計画、個別の指導計画を全員作成し、活用することになっています。

個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために、学校で作成されるものです。教育課程を具体化し、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかな指導・支援を進めましょう。

個別の指導計画を作成するには、児童生徒の実態、生育歴、得意なこと、苦手なこと、行動面で気になることなど、様々な情報が必要です。そして、その実態を踏まえた短期的な目標と長期的な目標、それに到達するための具体的な指導・支援の手立てなどを記載します。

個別の指導計画は、その児童生徒にかかわるすべての教職員が共通理解し、学校全体の協力体制のもと、組織的、計画的に指導を行うとともに、実施状況を適宜評価して、改善を図っていくことが大切です。

また、学校と家庭が一貫した支援を行うことが支援の効果を高めることにつながるため、その指導・支援の内容について保護者と共通理解を図ることが大切です。

2 実態把握の視点

個々の幼児児童生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの的確な把握が求められます。実態把握をする際に収集する情報の内容は、以下のことがあげられます。

病気等の有無や状態、生育歴、基本的な生活習慣、人やものとのかわり、心理的な安定の状態、コミュニケーションの状態、対人関係や社会性の発達、身体機能、視機能、聴覚機能、知的発達や身体発育の状態、興味・関心、障害の理解に関すること、学習上の配慮事項や学力、特別な施設・設備や補助用具（機器を含む。）の必要性、進路、家庭や地域の環境等
その他、様々なこと

ここがポイント📌

幼児児童生徒が困難なことのみに観点にするのではなく、長所や得意として
いることも把握することが大切です。

3 実態把握の方法

幼児児童生徒の実態把握の方法としては、観察法、面接法、検査法等の直接的な把握の方法が考えられますが、それぞれの方法の特徴を十分に踏まえながら目的に即した方

法を用いることが大切です。

幼児児童生徒の実態を的確に把握するに当たっては、保護者等から生育歴や家庭生活の状況を聞いたり、保護者の教育に対する考えを捉えたりすることも忘れてはいけません。そして、保護者から話を聞く際には、その心情に配慮し共感的な態度で接することが大切です。また、教育的立場からの実態把握ばかりでなく、心理学的な立場、医学的な立場からの情報を収集したり、幼児児童生徒が支援を受けている福祉施設等からの情報を収集したりして実態把握を行うことも重要です。

学習面では、前の各学年までの個別の指導計画を参考にして、これまで何を目標に学んできたのか、学んで身に付いたこと、学んで身に付きつつあること、まだ学んでいないことなど、その学習の記録を引き継いで指導すべき課題の整理に生かしていく視点も大切です。

ここがポイント👉

観察、引継ぎ、客観的な検査結果等、多面的・多角的に実態を把握しましょう。

4 目標設定の方法

＜指導すべき課題の相互の関連＞

個別の指導計画を作成する上で、最も重要な点が、実態把握から指導目標（ねらい）を設定するまでのプロセスにあります。また、今回の学習指導要領の改訂においては、個別の指導計画の作成の手順の中に、実態把握から指導目標（ねらい）を設定する過程において、指導すべき課題を整理する手続きを導入するように示されています。

幼児児童生徒の実態把握から課題を焦点化していくに当たって、指導開始時点までの学習の状況から、幼児児童生徒の「できること」「もう少しでできること」「支援があればできること」「できないこと」などを明らかにします。これらのうちから、その年度の指導目標（ねらい）の設定に必要な課題に焦点を当て、中心となる課題を選定していきます。指導すべき課題として抽出された課題については、課題同士の関連、指導の優先、指導の重点の置き方等について検証していくことが大切です。

＜指導目標（ねらい）の設定＞

指導目標の設定に当たっては、在学期間、学年等の長期的な観点に立った指導目標と、当面の短期的な観点に立った指導目標を定めます。

長期の指導目標については、今後の見通しを予測しながら、指導すべき課題を再整理し、指導目標を適切に変更し得るような弾力的な対応が必要です。段階的に短期の指導目標が達成され、それがやがて長期の指導目標（ねらい）の達成につながるという展望が必要です。

短期の指導目標については、幼児児童生徒の将来の可能性を広い視野から見通した上で、現在の発達段階において育成すべき具体的な指導目標を設定します。その幼児児童生徒の現在の状態に着目するだけでなく、生育の過程の中で、現在の状態に至った原因や背景を明らかにし、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るようにもすることも大切です。

ここがポイント👉

実態把握をもとに、現在の様子だけでなく、将来を見据えることが大切です。

5 指導内容の設定と指導方法の工夫

個々の幼児児童生徒の長期的・短期的な指導目標を定め、その達成のために必要な項目を段階的に取り上げることが重要です。

児童生徒が意欲的、主体的に自分の学習課題に取り組めるようにするには、児童生徒が自分の課題、つまり、具体化された学習課題を認識し、自覚できるようにすることが大切です。自分が何のために、何をするのかを理解し、学習への意欲がわいてくるような指導内容を取り上げるようにします。児童生徒が自分のなすべきことを意識し、努力の結果、課題が達成できたという成就感を味わうことができるようにすることが大切です。

ここがポイント📌

できるだけ具体的な指導内容と方法を明記します。その際、環境設定、教材の工夫、提示方法、と併せて、支援の内容、量、タイミングなども具体的に考えておきましょう。

6 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、いわゆる評価のための評価に終わることなく、幼児児童生徒のよい点や可能性、成長の様子などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすることが大切です。

学習の評価は、実際の指導が個々の幼児児童生徒の指導目標に照らしてどのように行われ、幼児児童生徒がその指導目標の実現に向けてどのように変容しているかを明らかにするものです。また、幼児児童生徒がどのような点でつまずき、それを改善するためにどのような指導をしていけばよいかを明確にしようとすることも大切です。

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握するために、指導内容や児童生徒の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要があります。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切です。特に、他者との比較ではなく児童生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、成長の様子などを把握し、学年や学期にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要です。また、日ごろの学習活動を通じて、児童生徒一人一人のよい点や可能性を積極的に評価し、児童生徒の主体性や意欲を高めるようにすることも忘れてはいけません。

教師による評価とともに、児童生徒による学習活動としての相互評価や自己評価などを工夫することも大切です。相互評価や自己評価は、児童生徒自身の学習意欲の向上にもつながることから重視する必要があります。

7 まとめ

個別の指導計画の作成は、学級の担任が中心となって行います。学校と家庭が一貫した支援を行うことが支援の効果を高めることにつながるため、その指導・支援の内容について保護者と共通理解を図ることが大切です。

P-D-C-A のサイクルで、見直しを行い、効果的に活用することが大切です。

<イメージ>

個別の指導計画（例）

担任名：		作成日：		年	月	日
名前		生年月日	年	月	日	第 学年 組
実 態	学習面					
	行動面					
	対人関係					
長期目標						
		1 学期	2 学期	3 学期		
短期目標						
指導の手立て						
指導の評価						
来学期の指導の方向性						

課題となる（気になる）面だけに着目せず、長所や得意としていることも把握する。
多面的、多角的にとらえる。

将来を見据えて、指導すべき課題を整理し、長期目標、短期目標を設定する。

環境面、提示方法、支援の内容や方法などを含めて、できるだけ具体的に。

指導目標の実現に向けて、児童生徒の変容を明らかにする。
児童生徒の意欲の向上につながることも考慮。

<参考資料>

- 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編 平成 29 年 7 月
- 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編 平成 29 年 7 月
- 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）
平成 30 年 3 月
- 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）
平成 30 年 3 月
- 小学校・中学校教職員のための特別支援教育ハンドブック 兵庫県立特別支援教育センター 平成 31 年 3 月